

日本お菓子教室協会  
Japan Sweets Lessons Association  
会員規約

第一章 総 則

第1条（目的）

1. 日本お菓子教室協会（英語表記を「Japan Sweets Lessons Association」とし、以下「JSLA」といいます）は、JSLA 独自のカリキュラムに基づく教育制度、認定制度等を通じてお菓子作りに関する専門的知識と技能の習得を推進するとともに、会員相互の協力のもと、全国のお菓子教室の普及と向上を図ることにより、わが国における製菓業界の振興に寄与することを目的とします。
2. この会員規約（以下「本規約」といいます）は、JSLA の会員（以下「会員」といいます）の心得・規範を明確にし、JSLA の安定的な運営の確保を目的とします。
3. 会員は、JSLA の理念に従い、また第1項の目的の達成のため、他の会員とも協力し合い、信義誠実に会員活動を行うものとします。

第2条（本規程の適用）

本規約は、会員に適用し、JSLA は、本規約の定めに基づき運営管理を行うものとします。

第3条（会員）

会員は、所定の入会申込手続きを行い、JSLA が入会を承諾した個人とします。詳細は、JSLA 所定の会員概要のとおりとします。

第二章 入 会 申 込 等

第4条（入会申込および基準）

1. 会員になろうとする者は、JSLA が定める入会条件を満たしたうえで、JSLA 所定の入会申込手続きを行うものとします。
2. JSLA は所定の審査基準に基づき、入会の可否を決定し、これを通知するものとします。
3. 入会希望者は、次のいずれかの事由に該当する場合、JSLA が入会を承諾しない場合があることを予め同意するものとします。なお、JSLA は入会希望者に対し、不承諾の理由を説明する義務を負わないものとします。
  - (1) 入会申込内容の全部または一部につき、虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
  - (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
  - (3) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者

を意味します)である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとして JSLA が判断した場合

- (4) 過去 JSLA との契約に違反した者またはその関係者であると JSLA が判断した場合
- (5) その他、入会を適当でないと JSLA が判断した場合

#### 第5条（会員資格）

1. 会員は、JSLA が定める範囲で、JSLA より情報配信、各種イベント・シンポジウムへの優待、コミュニティや会員限定セミナー等への参加その他の特典を受けることができます。なお、当該特典の詳細に関しては別途 JSLA がこれを定めるものとします。
2. JSLA の会員資格は、JSLA が入会を承諾し、当該会員にその旨通知した日から、有効に効力を生じるものとします。

#### 第6条（会員情報の変更）

1. 会員は、入会時に登録した会員情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）に変更があったときは、遅滞なく JSLA に通知し、変更手続を行うものとします。
2. 会員が前項の通知を怠ったために、JSLA より通知や案内が届かないなどの当該会員に生じる不利益に関しては、JSLA は一切その責任を負わないものとします。

#### 第7条（表示等）

1. 会員は、JSLA の認める範囲内で、「JSLA の会員であること」「有資格者であること」等を自身のウェブサイトや SNS などでの宣伝、広告、表示することができます。
2. 前項の宣伝、広告、表示の方法について疑義がある場合は、JSLA に申し出、その決定を待つものとします。その場合、JSLA より承認を得るまで、宣伝、広告、表示を一旦停止するものとします。
3. 会員が退会その他理由の如何を問わず会員資格を有しなくなった場合は、直ちに表示等を削除するものとします。

### 第三章 義務等

#### 第8条（会員活動）

会員は、自己の責任において、本規約および JSLA の定める諸規定に基づき、会員活動を行うものとします。

#### 第9条（禁止行為）

1. 会員は、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。なお、会員が本条項

に反した行為を行った場合、JSLA は、直ちに退会させ、会員資格を停止させることができるものとします。

- (1) JSLA に対して行う虚偽の報告、申請または登録、その他 JSLA の信用の失墜をきたすような背信行為
  - (2) JSLA または JSLA 関係者の財産（商標、著作権等の知的財産を含みます）、権利、プライバシーを侵害し、もしくは侵害する恐れのある行為、または他者を誹謗中傷し、名誉を傷つける行為
  - (3) 他の会員や JSLA 関係者に対して、ネットワークビジネスや保険、宗教その他の団体、サービス等の勧誘行為
  - (4) 本規約または法令に違反し、もしくは違反する恐れのある行為
2. 前項の規定により、会員資格が停止した場合、当該会員は資格停止による不利益について JSLA に対して一切請求できないものとします。

#### 第 10 条（退会）

1. 会員が、退会を希望する場合は、所定の手続きに従い、その旨を JSLA 代表者に対し通知するものとします。
2. 会員に次の各号に該当する事由がある場合、JSLA は、直ちに退会させることができ、かつ損害が発生した場合、被った損害の賠償を当該会員に請求することができるものとします。
  - (1) 前条（禁止行為）に定める禁止行為があった場合
  - (2) JSLA の運営の秩序を乱し、または JSLA や JSLA 関係者の名誉、信用を著しく失墜させ、若しくは業務を妨害する等の迷惑行為を行った場合
  - (3) 正当な理由なく JSLA の助言、指導に従わない場合
  - (4) 第 12 条（反社会的勢力への対応）第 1 項各号に該当した場合
  - (5) その他 JSLA が合理的な理由により退会させるべきと判断した場合

### 第四章 損害賠償等

#### 第 11 条（損害賠償）

会員に本規約に定めた内容が守られず、JSLA が損害を被った場合、JSLA はその損害の賠償を当該会員に対して請求できるものとします。

#### 第 12 条（反社会的勢力への対応）

1. JSLA は、会員が次のいずれかに該当した場合は、何らの催告を要せず、直ちに会員の権利を停止し、退会させることができるものとします。
  - (1) 会員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます）である場合

- (2) 会員が自らまたは第三者を利用して、JSLA に対して、自身が反社会的勢力等である旨を伝え、または関係者が暴力団である旨を伝えた場合
  - (3) 会員が自らまたは第三者を利用して、JSLA に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
2. 前項の規定により JSLA が当該会員を退会させた場合、これに伴い当該会員に損害が生じても、JSLA はこれを一切賠償しないものとします。また、この場合に JSLA が損害を被ったときは、当該会員は JSLA の損害を賠償するものとします。

## 第五章 秘密情報等

### 第 13 条（秘密保持）

会員は、JSLA から提供され、または知り得た次の情報について、秘密裡に保持し、第三者に開示あるいは漏洩し、または JSLA の会員としての活動以外の目的に使用しないものとします。

- (1) 機密情報；JSLA および JSLA 関係者のノウハウ、アイデア等（JSLA より提供される未公開の講座内容やレシピ、サービスの情報、知識、ノウハウその他 JSLA の運営に関する資料等の内容を含みます）の営業上、技術上、財産上、その他の有益な情報および秘密裡にされるべき情報をいいます。ただし、そのうち JSLA が事前に承諾した情報については除外するものとします。
- (2) 個人情報；JSLA 関係者の個人に関する情報（「個人情報の保護に関する法律」第 2 条第 1 項に規定される個人情報）をいいます。

### 第 14 条（知的財産権の取扱い）

1. 前条に定める機密情報その他 JSLA より会員に対して提供され、または会員活動により当該会員が知り得た一切の情報、書籍、資料、運営ノウハウ、ツール、各種データ等の著作物（以下これらを「本件知的財産」といいます）に関する権利は、JSLA に帰属し、かつ会員には移転しないものとします。
2. 会員は、本件知的財産の権利が JSLA に帰属することを認識し、本件知的財産について、これらの侵害、または第三者による侵害の助勢を行わないものとします。

## 第六章 雑則

### 第 15 条（免責）

JSLA は、会員に対し、ある一定の利益や成果、有益な機会の提供等を保証するものではなく、また会員が会員活動を行うにつき、自らの責任においてこのすべての活動を行い、当該活動に関連して会員その他第三者に損害・トラブルが生じた場合でも、JSLA は何ら責任を負わず、会員自らの負担と責任において、これらを処理解決するものとします。ただし、その処理解決については JSLA も誠意をもって協力し、問題の早期解決のため、被害の発生状況や事実関係の究明を図り、その対応を会員とともに行うよう努め

るものとしします。

第16条（存続条項）

会員がその資格を有しなくなった後においても、第7条（会員であることの表示等）第3項、第9条（禁止行為）、第11条（損害賠償）、第12条（反社会的勢力への対応）、第13条（秘密保持）、第14条（知的財産権の取扱い）、第15条（免責）、本条（存続条項）、第17条（協議解決）および第18条（合意管轄）の規定は、なお有効に存続するものとしします。

第17条（協議解決）

本規約に定められていない事項並びにその記載事項に関する解釈上の疑義については、本規約の目的を考慮して当事者間で協議の上、決定するものとしします。

第18条（合意管轄）

本規約に関連する紛争が生じた場合には、JSLA の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

附則

2022年5月1日 制定・施行

以上